

堺市伝統産業異業種連携 (商品開発・販路開拓) チャレンジ補助金

伝統産業事業者等が異なる業種の事業者と連携し、そのノウハウを生かして行う商品開発から販路開拓等までの一体的に取り組む費用の一部を補助します！

対象者

- ①市内の伝統産業事業者（刃物、注染・和晒、線香、昆布加工）
- ②市内の伝統産業事業者により組織された団体（産地組合等）
- ③市内で1年以上事業を行っている製造業を営む中小企業者

対象事業

- ①補助対象者が1以上の異なる業種の事業者と連携して行う事業
 - ②補助対象者が商品開発から販路開拓等まで一体的に取り組む事業
 - ③補助対象者にとって商品開発と販路開拓等のそれぞれが新たな取組である事業
 - ④刃物、注染・和晒、線香、昆布加工のいずれかの商品開発及び販路開拓に取り組む事業
 - ⑤刃物、注染・和晒、線香、昆布加工のいずれかの魅力を引き立てともに輝く逸品の商品開発及び販路開拓等に取り組む事業
- ※①～③に該当かつ対象者①②の方は④又は⑤に、対象者③の方は⑤に該当する事業が対象。

申請期間：令和8年5月1日（金）～令和9年1月29日（金）

※申請は、先着順で予算に達した時点で終了となります。

申請枠	補助率	補助金下限額	補助金上限額	補助対象期間
一般枠	1/2以内	20万円	200万円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
2箇年事業枠	1/2以内	50万円	200万円（※）	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※2箇年事業枠における1年度あたりの補助金上限額は100万円となります。



堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課
TEL: 072-228-7534
E-mail: chisan@city.sakai.lg.jp
※申請をお考えの場合は事前にご相談ください。



(堺市HP)

補助対象になる経費は以下のとおりです！

区分	補助対象経費	内容
商品開発	謝金	商品開発やブランディングに必要な指導・助言に係る外部の専門家等謝金
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費
	委託・外注費	試作品製作、デザイン制作、パッケージ開発等商品開発に必要な外部への委託費
	知的財産権等取得費	特許権、商標権等知的財産権等の取得経費
	その他	補助対象経費を一括して外注する経費のほか市長が必要と認める経費
販路開拓等	謝金	マーケット調査、モニター調査等実施に係る外部の専門家等謝金
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費
	委託・外注費	開発商品の映像制作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等外部への委託費
	展示会等出展費	物産展・展示会等出展経費、専門店舗・インターネット出展経費、クラウドファンディング出展経費等
	その他	補助対象経費を一括して外注する経費のほか市長が必要と認める経費